

## 議案第63号

### 南但広域行政事務組合規約の一部を変更する規約の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、南但広域行政事務組合規約の一部を次のように変更するため、関係市と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月5日提出

養父市長 広瀬 栄

### 南但広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

南但広域行政事務組合規約（昭和47年南但広域行政事務組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第8号を次のように改める。

(8) 戸籍事務のコンピュータの管理に関する事務

附 則

この規約は、平成31年1月1日から施行する。

議案第63号 南但広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 削除</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 戸籍事務のコンピュータの管理に関する事務</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p>